

⑦ さいたま市図書館複写サービス取扱い要項

(目的)

- 1 この要項は、さいたま市図書館条例施行規則第4条の規定に基づき、さいたま市図書館の資料複写サービスに関して必要な事項を定める。
- 2 さいたま市図書館が所蔵する資料、及び相互貸借資料（貸出館が複写を明示的に禁止した場合は除く）を対象とする。

利用者が持参した資料は対象外とする。

(サービスの対象)

- 3 個人の利用者を対象とする。

(複写の目的)

- 4 営利を目的としない調査研究の用に供する場合とする。

(複写の範囲)

- 5 著作権法第31条第1号に基づき、公表された著作物の一部分（原則として半分以下）を、一人につき一部とする。

資料別の取扱いについては、別に定める。

(複写の手続き)

- 6 複写の手続きは次によるものとする。

- (1) 複写を希望する利用者は、所定の「複写申込書」に必要事項を記載し、対象資料とともに職員に提出する。
- (2) 職員は「複写申込書」の記載事項を確認し、「さいたま市図書館複写サービス取扱い要項」に従って複写の可否を決める。

(郵送による受取及び非来館による複写の手続き)

- 7 複写物の受取を郵送により希望する利用者に対しては、対象資料と該当ページを特定している場合に限りこれを認める。申込みは非来館の場合でも、書面（葉書等）の提出をもって受け付けるものとする。

複写及び郵送にかかる費用は実費とする。

(複写料金)

- 8 さいたま市図書館条例施行規則第4条第2項の規定により、1枚につき10円とする。

但し、マイクロフィルムは50円とする。

(複写機の使用)

- 9 複写機は、図書館に備え付けられた機器を用いる。利用者の持ち込みによる複製機器の使用は、原則として認めない。

附則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

さいたま市図書館複写サービス取扱い要項 別表

図書

単行本	1冊の半分以下。
複数冊のもの(上・中・下等)	各冊の半分以下。
付録(型紙・旅行ガイドの地図等)	個々の付録の半分以下。
全集・選集・短編集・論文集等	個々の著作の半分以下。
俳句集・短歌集・詩集・歌詞集	1冊を1著作と見なし、個々の図書の半分以下。
譜面集	収録されている個々の譜面の半分以下。

逐次刊行物

雑誌最新号	個々の記事の半分以下。
雑誌バックナンバー	1冊の半分以下であれば個々の記事の全部分。個々の写真・絵・地図・譜面等も複写可。相互貸借借用資料は不可。
付録	本誌と同じ扱い。
年鑑・白書・新聞縮刷版等	1冊の半分以下。図書として扱う。
新聞最新号	個々の記事の半分以下。発行日の翌日になれば朝刊・夕刊とも複写可。
新聞バックナンバー	個々の著作の全部分。全紙面の半分以下。

地図帳

地図帳	地図帳で1著作と見なし1冊の半分以下。
住宅地図(ゼンリン)	見開きの半分以下。見開いた両頁で1著作。

写真集・絵画集

写真集・絵画集	複写不可。半分以下だと同一性保持権の原則に反する。
カット集	1冊の半分以下。ただし、複写可と表示のあるものはすべて可。

1枚もの

写真・絵画	複写不可。同一性保持権の原則に反するので複写不可。
-------	---------------------------

引用資料

全部可。著作物に引用及び説明用の写真・絵画・地図・譜面・図・詩・歌詞・短歌・俳句等。ただし引用した著作物の半分以下の範囲で。
--

カセットテープ・CD・ビデオテープ・DVDの解説書等

ジャケット	複写不可。写真・絵画に準じる。
解説書(歌詞集)	1冊を1著作と見なし、解説書の半分以下。
別冊・付録等	1冊の半分以下。図書に準じる。

さいたま市等の刊行物

市および自館での編集刊行物	全部分複写可。市情報公開コーナー設置利用に準じる。
---------------	---------------------------

法律・判例・官報

法律・判例・官報	全部分複写可。
法令集・白書・政府刊行物等	1冊の半分以下。編集されたものは、図書に準じる。

著作権法による保護期間の過ぎたもの

個々の著作の全部分、1冊の半分以下複写可。著作権者が死後50年経過。無名又は変名の著作物の場合及び法人その他の団体の場合は公表後50年経過している場合。
--